

平成26年6月定例会 県土整備委員会（事前）
平成26年6月19日（木）
〔委員会の概要 県土整備部関係〕

岡田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（15時43分）

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第3号 平成26年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第9号 徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 徳島県借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議案第11号 徳島県道路整備利用促進基金条例の制定について
- 議案第13号 鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド防災機能強化改修工事のうち建築工事（第1工区）の請負契約の変更請負契約について
- 議案第14号 鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド防災機能強化改修工事のうち建築工事（第2工区）の請負契約の変更請負契約について
- 議案第15号 鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド防災機能強化改修工事のうち建築工事（第3工区）の請負契約の変更請負契約について
- 議案第16号 鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド防災機能強化改修工事のうち建築工事（第4工区）の請負契約の変更請負契約について
- 議案第17号 名東（東）団地県営住宅等の指定管理者の指定について
- 報告第1号 平成25年度徳島県継続費繰越計算書について
- 報告第2号 平成25年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第3号 平成25年度徳島県事故繰越し繰越計算書について
- 報告第8号 訴えの提起に係る専決処分の報告について
- 報告第10号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第11号 損害賠償（海岸保全施設事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 平成26年度入札・契約制度の改正及び運用の改善について（資料②）
- 平成25年度県工事入札参加・受注状況（資料③）
- 『第25回全国「みどりの愛護」のつどい』の開催結果について
- J Aバンク蔵本公園の駐車場拡張について（資料④）
- 旧吉野川流域下水道管渠破損事故について（資料⑤）
- 「日本内航海運組合総連合会」との協定締結について（資料⑥）

小林県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の県土整備委員会説明資料の目次を御覧ください。

今回、御審議いただきます案件は、平成26年度一般会計・特別会計補正予算並びに、その他の議案等といたしまして、条例案、変更請負契約、指定管理者の指定について、平成25年度継続費繰越計算書、同じく繰越明許費繰越計算書、事故繰越し繰越計算書、及び専決処分の報告でございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算・総括表でございます。表の下から3段目「計」の欄を横に御覧ください。左から3列目「補正額」の欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部合計で20億円の増額をお願いしております。

その右隣の「計」欄には、補正後の額を記載してございますが、549億7,638万9,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の「財源内訳」欄に括弧書きで記載してございます。

次に、2ページをお開きください。

特別会計でございますが、表の最下段、左から3列目「補正額」の欄に記載しておりますとおり、今回、特別会計合計で21億円の増額をお願いしております。その右隣の「計」欄には、補正後の額を記載してございますが、112億528万2,000千円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の「財源内訳」欄に括弧書きで記載してございます。

続く3ページから4ページまでは、補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。

まず、用地対策課でございますが、公用地公共用地取得事業特別会計におきまして、新直轄方式により整備中の四国横断自動車道（阿南IC－徳島東IC間）の整備促進を図るため、国からの受託契約に基づき、必要な用地を先行取得する経費として、21億円の補正をお願いしております。

4ページをお開きください。

道路政策課でございますが、平成25年度をもって本四高速の出資金の拠出が終了したため、これまで毎年負担してきた出資相当額を活用し、高速道路及びこれと一体となって本県の幹線道路網を構成する道路の整備や利用の促進を図るため、新たに道路整備利用促進基金を創設することとし、これの積立てに要する経費として、20億円の補正をお願いしております。

5ページを御覧ください。

その他の議案等でございます。

まず（１）条例案でございます。

ア「徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」（案）では、徳島市に県営住宅を新設することに伴い、所要の改正を行うとともに、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正されたことに伴う、所要の整理を行うものでございます。

イ「徳島県借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」（案）では、社会経済情勢の変化及び徳島県借上公共賃貸住宅の入居の状況にかんがみ、これを廃止するものでございます。

６ページをお開きください。

ウ「徳島県道路整備利用促進基金条例」（案）では、先ほどの補正予算でも御説明いたしました。高速道路及びこれと一体となって本県の幹線道路網を構成する道路の整備や利用の促進を図るため、新たに道路整備利用促進基金を創設するものでございます。

次に、７ページから10ページまでは、変更請負契約でございます。

鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド防災機能強化改修工事のうち、建築工事の第1工区から第4工区の4件の変更請負契約でございますが、当該工事は第1工区から第3工区の3件は陸上競技場バックスタンドの下部躯体工事でございます。第4工区は陸上競技場バックスタンドの上部の屋根工事でございます。

徳島ヴォルティスのJ1昇格に伴いまして、陸上競技場バックスタンドに規定の観客席を確保するため、競技開催に配慮し、施設を部分使用しながら、安全に工事を進める必要が生じるなど、所要の追加工事により第1工区で3,050万5,680円、第2工区で4,394万1,960円、第3工区で3,309万9,840円、第4工区で3,073万6,800円の増額変更をお願いするものでございます。

11ページを御覧ください。

（３）指定管理者の指定についてでございます。

平成25年3月14日に議決をいただきました徳島県県営住宅集約化PFI事業の特定事業契約に基づく、名東（東）団地県営住宅等の管理運営につきまして、徳島県営住宅PFI株式会社を指定管理者として指定しようとするものでございます。また、指定の期間は平成26年8月1日から平成46年3月31日までの間となっております。

次に、12ページをお開きください。

（４）平成25年度継続費繰越計算書でございます。

加賀須野橋上部工架設事業、出合大橋上部工架設事業につきましては、継続費により事業を進めておりますが、平成25年度継続費予算現額の計欄、2事業合計で最下段15億6,400万円に対し、その3つ横の翌年度繰越額5億277万8,000円が繰越額となったものでございます。

13ページを御覧ください。

（５）平成25年度繰越明許費繰越計算書でございます。

平成26年2月定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認め頂いた額の範囲内で繰越額が確定いた

しました。

13ページから16ページまでは、一般会計における各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。

16ページをお開きください。

9課の翌年度繰越額の合計額につきましては、合計欄にございますとおり、221億1,888万7,346円となっております。

17ページを御覧ください。

特別会計の繰越明許費でございます。

まず、公用地公共用地取得事業特別会計における繰越額は、表の中ほどの翌年度繰越額欄に記載のとおり180万円でございます。また、流域下水道事業特別会計では1億3,525万3,200円、港湾等整備事業特別会計では2億6,270万円の繰越額となっております。

18ページをお開きください。

（6）平成25年度事故繰越繰越計算書でございます。

一般会計では、翌年度繰越額欄に記載のとおり、3課で18億5,744万4,322円の繰越額となっております。

19ページを御覧ください。

特別会計では、流域下水道事業特別会計で、翌年度繰越額欄に記載のとおり5,525万円の繰越額となっております。これら繰り越しました事業につきましては、事業効果を発現できますよう、早期の完成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、20ページから24ページにかけては、（7）専決処分の報告についてでございます。

まず、20ページから21ページにかけては、訴えの提起に係る専決処分につきましては、県営住宅の家屋等の明け渡し及び家賃、損害金の支払い請求に係る訴えの提起に関し、4件、専決処分を行ったものでございます。

次に、22ページから23ページにかけては、道路事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分について記載してございます。

三好市地内の県道西祖谷山山城線などで発生しました道路事故13件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

24ページをお開きください。

海岸保全施設事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分について、記載してございます。阿南市地内の紀伊水道西沿岸那賀川海岸今津地区で発生しました海岸保全施設事故1件につきまして、記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、6点御報告させていただきます。

第1点目は平成26年度入札・契約制度の改正及び運用の改善についてでございます。

入札・契約制度につきましては、徳島県入札監視委員会・入札制度検討部会からの提言、県議会での御論議を踏まえ、お手元に御配布の資料（その1）のとおり改正いたしました。

その主なものでございますが、1の若年者等の確保・育成と地域を支える建設企業の適正な評価といたしまして、最近の建設労働者不足、特に若年労働者が減少し、高齢化が進

行している状況を踏まえ、（１）格付けにおける若年労働者雇用の評価拡充といたしまして、格付けにおきまして、若年労働者雇用の加点対象人数を拡大するとともに（２）総合評価落札方式の充実といたしまして、若手技術者の配置や従業員の地元雇用を評価項目に追加するなど、制度の充実を図っております。

次に、２の円滑な事業執行への対応では、（１）更なる入札不調対策の実施といたしまして、①最新の単価を用いた適正な予定価格の算定に努めるとともに、資材価格や労務単価の急激な上昇に対応するため、②インフレスライド条項の活用による請負代金額の変更や、④一般競争入札における一者入札の原則有効化など様々な取組を進めております。次のページに移りまして、中段の（３）業者選定の透明性確保では、測量・建設コンサルタント等業務の業者選定に関し、評価基準及び評価結果の公表を行います。

３の入札参加資格要件の確認強化では、法律で企業に義務付けられております個人住民税の特別徴収を実施していることを資格認定要件とすることとし、平成27年度の入札参加資格審査時より実施いたします。

次に４の企業負担の軽減等では、①契約手続期間の延伸といたしまして、工事発注量の増加に伴い、保証会社等による落札企業の契約保証手続の審査に要する時間を確保するため、手続期間を最大14日間に延伸したところでございます。次のページに移りまして、（２）電子化支援や、（３）建設業支援についても、引き続き取組みを推進してまいります。

最後に５の県内企業の活用推進では、県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針に基づき、引き続き、県内企業への優先発注や県内産資材調達の推進に積極的に取り組んでまいります。

なお、今回の改正につきましては、格付における若年労働者雇用の評価など一部を除き、５月１日から運用いたしております。入札・契約制度の運用に当たりましては、引き続き、地域経済の活性化や地域の雇用確保などに配慮しながら、今後とも検証を加え、不断の見直しに努めてまいりたいと考えております。

第２点目は平成25年度における県内建設業者の県工事の入札参加・受注状況についてでございます。

県発注の全工事の受注額の集計がまとまりましたので、資料（その２）のとおり、上位50社までを記載いたしまして、お手元にお配りしております。

第３点目は『第２回全国「みどりの愛護」のつどい』の開催結果について御報告させていただきます。

配布資料はございませんが、去る５月24日、鳴門・大塚スポーツパークにおいて、皇太子殿下の御臨席を賜り、県内外から1,200名の招待者をお迎えし開催いたしました。式典におきましては、緑化推進に功績のあった国土交通大臣表彰に選ばれた県内18団体を含む103団体、みどりの愛護のつどい記念徳島県緑化功労者知事表彰に選ばれた県内16団体が表彰されたところであります。また、今回のつどいを徳島ならではのものとするため、鳴門市第一中学校によるウェルカム演奏を皮切りに、プロローグとして、ベートーヴェン第九、阿波おどりを会場の皆様に披露させていただきました。このたびのつどいが無事終了できましたのも、委員の皆様方の協力があったることであり、この場を借りて厚くお礼申

し上げます。今後とも、緑を守り育てる運動を積極的に推進し、緑豊かな潤いのある環境づくりの実現を目指してまいります。

第4点目はJ Aバンク蔵本公園の駐車場拡張についてでございます。

お手元の資料（その3）を御覧ください。

J Aバンク蔵本公園におきましては、各種競技会やプロスポーツ開催時における駐車場不足の改善や、南海トラフ巨大地震等に備えた災害時における広域活動拠点としての機能強化などを図るため、現在148台あります駐車スペースを約300台に倍増するべく、駐車場の拡張に取り組んでいるところであります。また、拡張後の駐車場におきましては、公園利用を目的としない不適切な駐車を防止し、公園利用者の皆様が広がった駐車スペースを十分に活用できるよう、駐車場利用の有料化を含め、駐車場の運営方法を検討することが重要であると考えております。そのため、議会での御論議を踏まえることはもちろん、当公園のスポーツ施設を利用する団体や地元の方々、さらには、現在施設の管理運営に携わっている指定管理者などで構成される検討会議を設置し、様々な視点から御意見を頂きながら、駐車場の運営方針を取りまとめたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

第5点目は旧吉野川流域下水道管渠破損事故についてでございます。

お手元の資料（その4）を御覧ください。

事案の発生概要につきましては、5月10日に、国土交通省徳島河川国道事務所が実施する旧吉野川堤防耐震対策工事で打設した鋼矢板により流域下水道の下水管を破損したものであり、翌11日に損壊箇所が特定されたものでございます。

破損した下水管は、鳴門市大津町の大津橋下流の旧吉野川左岸、河床下5メートル、水面からは11メートル下に埋設している内径1.35メートル、外径2メートルの幹線管渠でございます。この事故により、通常は1時間当たり50トン程度の流量のところ、破損箇所から、1時間あたり300トン程度の河川水が流入している状況にありますが、これまでのところ下水道利用者への支障は生じておらず、また、破損箇所周辺や下水道処理水の水質についてモニタリング調査を継続的に行っており、周辺水域への影響はございません。

応急対策といたしましては、資料下側の図面でございますように、5月26日より徳島河川国道事務所が上流からの汚水の流れを確保するための仮のバイパス管を設置するとともに、下水管への河川流入水を止水するため、破損箇所の両端のマンホール部で下水管を閉塞する工事を実施しており、7月上旬には完成する見込みであります。県といたしましても、関係機関と連携・協力しながら、幹線管渠の早期復旧に取り組んでまいりたいと考えております。

第6点目は、日本内航海運組合総連合会との協定締結についてでございます。

お手元の資料（その5）を御覧ください。

南海トラフ地震により広範囲で甚大な被害が予想され、県土の多くが海に囲まれている本県にとりましては、物資や人員の輸送路を確保する上で海上輸送が重要な役割を果たすものと考えております。このため、本日、災害時における船舶による輸送等に関する協定を日本内航海運組合総連合会と締結しました。日本内航海運組合総連合会は、国内のほぼすべての貨物船の関係者が所属していることから、大規模災害時には、近県のみならず、

被災を免がれた地域からの広域的な支援が可能となります。この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害救助に必要な救援物資等の貨物輸送、災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送、その他徳島県が必要とする船舶による応急対策といった船舶による緊急海上輸送等の業務に関し、県が協力を求める場合に必要な事項を定めるものであります。今後とも、防災体制の強化を図り、県民の皆様の安全・安心の確保に努め、死者ゼロを目指す「とくしまー0（ゼロ）作戦」を強力に展開してまいります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

岡田委員長

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

大西委員

一番最初、冒頭に部長、また、その他の皆様方が深々とおじぎをしておわびをされた西部県民局県土整備部の技師の逮捕ということについて、今までいろいろ県職員の不祥事がありました。これは、個人的な人間性や性格がありますし、また、犯罪というものについては、当然犯罪をするということが前提になっていないとか、様々なことがあるんですけども、今週、知事が定例記者会見で話をされたので、その記事を見て、その話を聞いて、これは一度確認をしておきたい、しなければならぬと思いましたので、質問させていただきます。

この新聞の記事によりますと、この技師の方がどういう仕事をしていたか、いずれも道路の維持管理に当たる職員ということで、同じような職場は3か所、若宮、井川、海部、職員数は10名、8名、3名ということです。維持管理ということですが、逮捕された方を含めて21名の方というのは、一体どんな仕事をされていたのか。記者会見では、出勤がよく把握できていなかったということを知事が言われていたようでございますが、出勤がよく把握できないような仕事とは何なのか、そして、この逮捕された方自身も新聞によりますと、若宮の10名の方を統括して調整するような立場にあったといった書き方になっています。こういった3か所の作業所や詰所にお勤めの方々は、今までは勤務しても曖昧だったということは認められているのですね。では、これを知事が言うには、その3か所の出先を全部廃止して、県民局のほうに全部統合する。県民局のほうに1回勤務して、それから今までのような業務をしてくださいといった趣旨のことを言われている。しかし、そのようなことは可能ですか。県庁だったら、確実に小林部長が見えるところに行って、この仕事の人たちは小林部長に今出勤してきました、それから、今から仕事に行ってきます、きょうの仕事はこのようなことだと報告したほうが、よほど確実に監督できるのではないか。今までその3か所の作業所や詰所で仕事をされていたその21名の方というのは、道路維持管理ということですが、一体どんな仕事をしていて、どういう勤務体系で、出勤しなくてもいい、あるいは、仕事が常にないというような状況だったのか、そういうところをちょっと教えていただけますでしょうか。

戸根県土整備政策課長

まず、委員のお話の中の1つ目、今回廃止をいたしました若宮作業所、それから井川作業所、海部詰所の3か所に勤務をする21名の業務についてでございますが、業務内容については、道路の維持管理でございます、例えば草刈りでございますとか、路面の簡単な補修、また、危険箇所の確認などを日常的に行っているものでございます。それから、その勤務体系でございますが、通常の職場におきましては、職員の出勤や出張の確認と申しますのは、管理職員等が目視等で行える状態になっておりますけれども、この3か所の作業所、また、詰所におきましては、勤務する職員がその作業所に直接出勤をして、そこから、現場の作業に全員が出てしまうということで、現場作業が終われば、またそこに帰ってきて、そこから退庁するというところでございます。それで、その2か所の作業所と詰所には、管理監督をする職員がいなかったということで、出勤簿システムにおいては入力をして確認できるようになっておりますけれども、目で見て確認ができるという状態ではなかったということで、今回、それを所属する庁舎に出勤をする体制に改めたというところでございます。

それから、最後に、そういった廃止で大丈夫なのかというお話だったかと思いますが、今回の事案につきましては、建造物侵入の容疑ということで現行犯逮捕されると、非常に悪質な事件でございます、先ほど申しました勤務体系、職員相互や管理職員が職員一人一人に対する気づきができなかった、そういったことも背景の1つにあるのではないかとということで、重く受けとめているところでございます。

今回逮捕された職員が勤務する美馬庁舎の若宮作業所でございますが、ここも、やはり、管理職員の目の届きにくい体制でございます、こういったことが背景にあったのではないかとということでございます。このため、早速若宮作業所及び同様の勤務体制となっております井川作業所と海部詰所の3か所を廃止いたしまして、管理職員が目を確認できるよう、目が行き届くように出勤場所を所属する各庁舎に改めまして、勤務体制を変更したというところでございます。

現在、管理職員が不在の職場につきましても、全庁的に緊急点検を行っておりまして、県土整備局におきましても問題があれば速やかに改善してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

大西委員

このように21名の方が作業所、詰所で勤められている。この作業所とか詰所は、今の御説明では道路の草刈り、道路面の補修ですから、いわゆるちょっとしたアスファルトの穴を埋めるとか、そのようなものが異常がないか確認する。黄色のパトロールカーに乗ってずっと出ているのですかね。そういう業務に携わっている人は、職員の立場としては現業職と言われているのですね。昨日、そのように言われておりました。

それで、道路に関する現業職の方は、今までたくさんいたと思いますが、過去最多で何人ぐらいいたときがあるんですか、この同じ業種の方々は。大体、五、六十人いたときが

あるのですか。

戸根県土整備政策課長

申しわけございません，今現在古いデータは持ち合わせておりませんが，平成22年度におきましては，現場で作業するいわゆる現業職員は124名でございました。現時点では39名というふうになっております。

以上でございます。

大西委員

現業職員ということですが，平成22年のときには124名いたのが，現時点では39名になっている。全体的に県庁そのものが，県職員3,000名体制を目指してずっと縮小してきている中での状況だと思いますが，ただ，124名が39名になっているということは，それだけこの道路の維持管理に従事する職員の方々が，本当に朝出勤したら，その後ずっと1日中外にいて，夕方帰ってきて退庁する。こういう仕事の方がいらっしゃるわけですが，今回このような事件があると，どうしても県民としては，人数的にも激減しているわけですが，この仕事が必要なのかなど。つまり，事前ですから，簡潔に結論を先に申し上げますが，結局，時間があり余っていて，抜けるのも自由に抜かれるというような形態の職種があって，人数も減っている。つまり，県としては，特に必要，重要な職務ではないということで，現業の方の人数が減ってきているのではないかと。逆に言って，それだけロスが多い仕事，職務ではないのか。そうすると，人間，時間があり余っていると，よからぬことを考える。自分のやりたいことをやろうとか，自分のやりたいことを途中でやっ払いこうとか，そういうこともできるような状況ではなかろうかなと思います。そうなってくると，こういう職務が必要なのかという話になってくる。そんなに急激に，職員さんを配置しているところを全部なくして，退職させて，そんなところ要りませんよというわけにはいかないと思います。しかし，こういう事件があったからには，現業職の方が全部悪いということではないけれども，その職場環境として，そういう環境にあるのではなかろうかと，どうしても想像するわけですね。ただ単に今回の21名の対象の方が，3か所の作業所，詰所を廃止して，県民局の県土整備部のほうに配属がえというか，勤務地がえということになったからといって，その業務の職務の形態が変わらなければ，また同じようなことが大なり小なり起こってくるのではなかろうかという気がします。

そういうことで，このまま普通に，知事が言ったような状況だけで終わりにして，対策をとりましたというので十分なのかという思いがあって，お聞きもし，意見も申し上げております。このような作業所，詰所をとりあえず廃止したということでありましてけれども，この現業の方々の業務そのものも見直して，そして，現業の方が一生懸命やっている職員の方だったら，配置転換して，ほかにいろいろ手の足りないところがあるじゃないですか。そういうところに配置転換をして，道路の維持管理は土木会社に委託をしてパトロールするなり，あるいは，県民の皆さん方がずっと車で走っているわけだから，ここがおかしいよという通報制度をつくって，現業職の人がパトロールしたり穴を埋めに行ったりということではなく，できる業務があるのではないだろうかと思います。業務の中身も変えていか

ないと、このような事件がなくならないのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。課長さんがお答えになれるんだったらどうぞ。

朝日県土整備部副部長

ただいま大西委員さんから御質問を頂きました。道路の補修をする現業職員についての御質問でございますけれども、今御説明いたしましたように、道路の応急補修あるいは危険箇所の確認という、直ちに現場に赴いて対応しなければいけないという大変重要な役割を担っていると我々は考えております。もともと経緯を御説明申し上げましたけれども、124名いたわけでございますが、現在、業務については段階的にアウトソーシングも行いながら、現在の体制、人員の集約化、業務の効率的あるいは効果的な執行を図っているところでございます。今回、こういう事件もございましたので、管理監督職員の監督のもとで毎日の業務がきちんと行えるように対応していきたいと考えているところでございます。

そして、私どもは、まずはコンプライアンスというものを大変重要に考えているところでございまして、不祥事は起こさない、許さないという意識の徹底を一人一人に図ってまいりまして、職場全体で不断に取り組んでいきたいと考えているところでございます。コンプライアンスの遵守につきまして、県土整備部を挙げて全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

大西委員

それは、決意としていいのですけどね。私が申し上げているのは、職場環境というか、現業職の方々がやっている仕事を見直したほうがいいんじゃないですかと、簡単に言うとそういうことなので、恐らく組合のことが大きく頭の中でよぎって、踏み込んだ発言はできないのかもしれませんが、そういうことを一つ一つ見直していかないといけないという気がします。

是非とも、職員がコンプライアンス意識を持っていただくということは当然ながら、それ以外にこのような事件が起きたら、職務の点検や職務内容の改善とかは当然やらなければいけないことだと私は思いますけれども、副部長さんが先ほど御答弁したから、それ以上はないのかもしれないので結構ですが、是非とも私はそういったところまで踏み込んで見直し、検討をして、今後もないようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、説明を頂いた中で、随分と翌年度繰越額が多いですね。新聞紙上でも言われているようなことが少しずつ影響して、このようなことになっているのではないかと私は想像するんですけれども、ただ単に地権者がはいと言わなかったとか、それだけの話ではないと思います。この16ページには合計額が書いてございますが、県土整備部全体で一般会計のほうで360億1,700万円の予算がありまして、翌年度繰越額221億1,800万円ということで、これは何%になりますか。翌年度繰越額、繰越率というか、これはほとんどだと思えますが、何%になりますか。ちょっと計算してもらえますでしょうか。

戸根県土整備政策課長

一般会計と特別会計を合わせますと。

大西委員

では、両方言ってください。

岡田委員長

小休します。（14時27分）

岡田委員長

再開します。（14時28分）

戸根県土整備政策課長

一般会計で申し上げますと約61%。

大西委員

一般会計のほうで、翌年度繰越額は、平成25年度予算に対して61%が繰り越しをしているということです。それから、特別会計も多いと思います。特に事故繰越なんかは2回繰り越ししているわけですね。これについては、全体で33億2,000万円の繰越に対して、翌年度さらに繰越しをして、事故繰越になるのが18億5,000万円ということですね。これも33億円のうちの18億円ですから、過半数を超えている。半分以上が事故繰越になってしまっているというようなことでございます。

確かにいろいろ理由があって、理由がないものは挙げてないとは思いますが、信用したいと思いますが、なおかつ、国土強靱化、防災減災対策、このようなことでたくさん予算が付いたから、県土整備部には本当にうれしい悲鳴だと。予算はふんだんにあるけれども、なかなか進んでいかないというふうなうれしい悲鳴になっているのは確かであって、それを消化し切れないということなのかなと思います。

これに対して、1つは、統括的にいって事故繰越も特別会計も含め、繰越が多い。このことについて、最高責任者の部長としては、どのような御感想を持って、本年度どのように取り組んでいかれるのか、そういう決意も込めてお話を頂きたいと思います。

それからもう一つは、入札が不調になっているという記事がたびたび出ております。昨年の12月にも公共工事の入札不調が増えていると。それから、この4月にも全国的に入札不調急増ということになっておりまして、徳島も7.6%という落札不調率となっております。こういうことで、建材高騰や人手不足というのが一因になっていると思います。

この対策は今年度予算を執行するに当たって非常に重要なことではないかと思うので、事前委員会ではありますけれども、これに対して県土整備部としては先ほど入札の改革、そのようなことだけでは追いつかないんじゃないかと思います。一体どうやってこれを取り切っていくのか。この計上されている予算をどのようにしてスムーズに執行していこうと考えられているのか、この点を含めて、2点御答弁いただいて、質問を終わりたいと思います。

九十九建設管理課長

入札不調の昨年度の状況、それから、この4月、5月の状況をまず御説明申し上げたいと思います。

昨年度の下半期に入りまして、発注量の増加ですとか、工事の本格化によりまして、専門性の高い、橋梁の修繕ですとか鋼構造物の工事、それから小規模な施工性の悪い一般の土木工事なんかで入札不調が発生いたしまして、県土整備部で平成25年度全体で139件の入札不調が発生してございます。率で申しますと6.9%でございました。このため、建設業界との意見交換も踏まえまして、今年の1月から更なる入札不調対策をとりまして、例えば大規模工事を除く一般競争入札での1社入札の有効化ですとか、現場ごとに配置いたします技術者の兼務要件の緩和というようなことを実施いたしまして、それ以降、2月以降は不調件数のほうは大幅に減少いたしまして、ことしに入りまして4月、5月でも14件の不調はございましたわけですけれども、パーセンテージとしては4.6%まで低下してございます。

それで、今ほど申し上げたほかに、入札不調となった案件につきましても、その後の再発注によりまして7割以上が現時点で契約に至っております、大きな支障とまでは至っていない状況でございまして、今ほど申し上げました対策に加えまして、今後発注ロットの工夫ですとか、発注時期の平準化、それから労務単価ですとか、材料単価につきましても市場価格を反映したものにしていくとか、それから、適正な工期、急激な物価上昇がさらに起こった場合にはインフレスライド条項の活用なんかをいたしまして、今後も引き続き入札不調の状況を注視しながら、事業をするときはスムーズに進むようにしっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

原県土整備部副部長

今年は、委員からも少しお話がございましたが、昨年、南海トラフの特措法が成立したり、また、12月には国土強靱化の基本法も成立したところでございます。まさしく今年は南海トラフを迎え撃つ防災減災対策を加速する年であると考えてございます。また、委員の皆さんの御協力でのこの4月からは本四高速の全国共通料金化というようなことを始めまして、私ども陸海空の交通ネットワークが飛躍的に向上するエポックメイクと知事も申し上げておりますが、そういう年で、広域交流を拡大させる上で、私どもの社会資本整備というのは非常に重要な時期と思っております。そういう意味で、こうした課題に対応していくためには、やはり、切れ目のない予算執行、あるいは、事業効果が早期に発現できる、そういった早期執行といったものが重要と考えてございます。そういう意味で、先ほど建設管理課長から発注の平準化でありますとか、入札不調対策、そういうことも実施してまいりますが、今年度は特に用地取得業務における進行管理を強化するというようなことで、例えば各庁舎に用地担当課長がございしますが、その職員と用地対策課と兼務で行いまして、例えば今回は、用地推進戦略会議を設置してございます。また、工事の面においても、各庁舎の工事発注者、職員でございしますが、増員してございまして、また、現

場の発注職員，そして本課の事業担当者，これから構成する進行管理の業務担当責任者会議というのを開催して，進行管理をやっているところでございます。そういう意味では，私どもは，今年は組織的にもそういう進行管理を進める上での取り組みの強化を凶ったところでございますので，是非とも部を挙げて，議会のほうで認めて頂いた公共事業の予算につきましてしっかりと執行できるように，また，計画的に円滑に進むように全力を挙げてまいりたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

古田委員

私からは御報告がありました，鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド防災の関係で，4件について3,000万円から4,000万円の増額がされているんですけども，J1昇格に伴っての整備というお話でしたが，もう少し詳しく増額の要因をお話しいただけたらと思います。

藤林営繕課長

ただいま古田委員から御質問のありました増額になった理由ということでのお話でございます。

今回，御提案させていただいております工事につきましては，鳴門総合運動公園のバックスタンドの防災対策としまして，工事をしております下部工事，1工区から3工区までというのが下部工事になりまして，スタンド部分の工事となっております。それから，4工区と申しますのが屋根の上の部分の工事になっておりまして，そういったところの工事を現在進めているところでございます。

この工事につきましては，平成24年度から着手しておるわけですがけれども，昨年度，いろいろと工事に着手する前に，伏在する活断層とかそういうものがあるということで，地質調査等の調査を進めていたり，それから，工事を進捗していましたところ，地下から昔の塩田の跡の地下工作物が出てきたということ，また，さらに地下の水位が高いものですから，そういった水を防止しながら工事をしていくという矢板工事と，そういったものが当初のほうで工事の変更案件がございまして，こういったことにつきまして，工事の延伸というのが進んできたわけでございます。

それで，工事業者ともずっと工事の進捗をしておりまして，その後，11月補正でも認めていただきまして，徳島ヴォルティスの開幕戦に向けた工事進捗，当初は施設が完成してから，施設を使うという予定でございましたが，工事中の建物を，スタジアムを使いながら，鳴門の運動競技やヴォルティスの競技とか，そういったものにも利用してもらうという部分供用という方向にもなりまして，そういった片側では工事をして，片一方では施設を使うということで，そういった工事に向けた供用のための安全対策，それから，早期に工事を完成させるための進捗と，そういったものにつきまして，増額が生じまして，1から4工区について5億円を超えることになりまして，このたび議会案件ということでのお願いということになっております。

以上です。

古田委員

徳島ヴォルティスにもJ1で是非頑張ってもらいたい。徳島の存在を示してもらいたい。そのためにもその整備というのは重要かと思います。着実に、事故のないように進めていただきたいと思います。

次に、旧吉野川の流域下水道の管渠破損事故について御説明があつて、7月上旬には応急対策が完成するというお話ですけれども、どのくらい費用が掛かるものなんですか。

川端水・環境課長

古田委員のほうから、事故の被害額についてのお話でございますけれども、先ほど7月3日に仮設、応急復旧が完了するというのを御説明いたしましたけれども、今後、本復旧に向けた対策工事も必要となっております。そういったことも含めて、全体像がまだ現実的に明らかになっていないことから、被害額の算定については、まだこれからということでございます。

古田委員

前から私どもは、このような流域下水道のやり方ではなくて、合併浄化槽にすれば、安く早くてきれいな水に変えることができるし、また、その水を再利用できるという点で主張をしてまいりましたが、このような事故が起こると、さらにそういう思いをいたします。本当に管渠がこのような事故に遭えば、私ども、東日本大震災で下水道の管渠が地震、津波で盛り上がり過ぎてしまって、公共下水道が役に立たないということで、毎日バキュームカーで吸い上げないと進まないという状況をお聞きしてきましたけれども、今後、応急措置をし、きちんと直さなければいけないと思います。流域下水道の見直し、第2期工事については、今後見直しをするということを言われておりますが、このような事故も参考にして、きちんとしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、入札契約制度の改正及び運用の改善についてというのが提案をされました。建設現場の方々にお聞きをしますと、若い人で跡を継いでくれる人がいないということで、本当に大きな悩みを抱えていますけれども、この若年労働者雇用の強化拡充という点で、今までの2名まで、1人5点加点する、それを5名まで加点するという方向が改正点で出されておりますけれども、今までの加点で、若い人が建設現場に入ってきてくれるという効果は見られたのでしょうか。その辺はどのようにお考えでしょうか。

九十九建設管理課長

平成26年度の入札契約制度の改正で、まず、内容のほうを申し上げますと、建設企業の格付におきまして、若年労働者の雇用を加点するわけでございますが、現行は2名まで1人5点の加点をしていたものを、この平成26年度から5名まで、1人5点は同じでございますけれども、30歳未満の若年の労働者の雇用を評価していこうということでございまして、これまで平成22年度からこの加点というふうなものは実施をしてございまして、労働者の中で県全体の建設労働者が減少する中で、その上に30歳未満の若手の労働者が減少し

ているという状況でございます。これは全国的にもそのような状況で、本県はその傾向が著しいというような状況で、それを少しでも食い止めるためにというようなことで、平成22年度から加点の制度をとりまして、それから、昨今まだ若者の入職が少ないという状況が続いているというようなことから、さらにその加点をふやすというような対策を講じてきたものでございますので、ちょっとその数字の効果というものを数字であらわすことはできませんけれども、そういう加点におきまして、建設企業におきまして若者を少しでも多く採用しているものだと思っております。

以上でございます。

古田委員

せっかく改正をするわけですので、改正した点が若い層を採用することに役立っているか、年齢層を調べれば大体わかってくることだと思っておりますので、そのようなことも是非調査していただきたいと思っております。

それと、2月の議会で、私ども質問をさせていただきましたが、せっかく国も県も労働者の雇用単価を2回にわたって引上げをした。それが末端の現場で働く人たちのところまでおりにないということをよく聞きます。建設労働者の方々、上位発注企業の50社、調べられているわけですので、そのようなことも含めてアンケートをされたらどうかと思っております。

それと、改正点の一番最後に、県内企業の活用推進ということが挙げられております。県内企業への優先発注ということで、件数においても、金額においても90%以上を目指すということで、平成26年度も臨みますということが書かれております。それから、県内産の資材調達の推進も図っていくということで、原則県内産資材を使用することが掲げられているわけですが、この取組の状況、最もわかるところでの数字を教えてください。県土整備部においてどのくらい目標が達成されているのかお尋ねをしたいと思います。

岩佐建設業振興指導室長

委員お尋ねの県工事におけます県内優先発注についての御質問でございます。

建設産業は、本県におきます基幹産業でございます。地元建設企業の育成や受注機会の確保を図るということは、大変重要なことであると認識しております。このため、県全体での取組といたしまして、平成16年度に県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施方針が策定され、県土整備部といたしましても、県内建設企業の受注の機会の拡大に努めてきたところでございます。

平成25年度の実績につきましては、繰越工事など、まだ契約金額が確定していない部分がございますため、詳しい数字を申し上げる状況ではございませんけれども、県土整備部といたしましては、件数、金額とも90%を超えることを目指してずっと続けてまいりました。また、昨年度の数字にいたしましても、先ほど申しましたように、最後のところで数字を申し上げる状況ではございませんけれども、件数、金額とも90%以上を目指すという目標は達成されているものと見込んでおります。

今後とも県内企業の優先発注につきましては、指針の目標としております件数、金額ともに90%以上という内容を踏まえて、県内の建設企業の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

古田委員

平成25年度については、まだ確定していない部分があるということで、それぞれ90%以上を超えているのではないかというお答えでしたけれども、平成24年度の方であれば、県全体の分が確定ができているかと思いますが、その点をお尋ねしたいと思います。

それと、そのような県内の企業発注、県内企業発注率を高めるという点でいきましたら、住宅課が名東（東）団地県営住宅等の指定管理者の指定ということで、PFIの株式会社に20年間の契約をするということですが、これはすべて県内の業者なのでしょうか。その辺もあわせてお尋ねをしたいと思います。

岩佐建設業振興指導室長

平成24年度の数字についての御質問でございます。平成24年度の数字につきましては、県土整備部といたしましては、件数といたしましては県内企業が95.8%、金額といたしましては90.6%というふうに把握しております。

以上でございます。

香川住宅課長

委員からただいまPFI事業に関します指定管理につきまして、県内業者への発注の状況ということで御質問を頂戴いたしました。

PFI事業につきましては、去る平成25年の2月議会におきまして、全体の契約議案ということで御承認を頂戴したところでございます。その際、PFI事業につきましては、今回、受注をしておりますPFI株式会社につきましては、義務的経費を除く総事業費の8割を県内企業に発注するというところで積極的に提案を頂いたところでございます。この総事業費と申しますのは、今回、御提案させて頂いております維持管理も含めまして、工事も含めたものでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

古田委員

最後に、水資源開発基本計画の見直しが吉野川などの全国7水系で行われるということが国土交通省から出されています。これは、まだこれから行うようなこと、渇水や災害対応に重点を置いて取り組んでいくということで、今後県との協議なども行われるということですが、これについて、県は水資源・流域調整室というのを新しくつくられて、このような問題に取り組んでいくということですが、新しく室長さんになられた綿貫室長にも、このことを語っていただけたらと思います。どのようにこの問題に取り組んでいかれるのかお尋ねをして、終わりたいと思います。

綿貫水資源・流域調整室長

水資源開発基本計画，通称フルプランに関する御質問がございました。これは，水源開発促進法に基づきまして，利根川や荒川など全国主要の7水系を対象としまして，広域的な用水対策，これを定めるもので，吉野川も昭和42年3月に最初の基本計画が策定されております。

この吉野川につきまして，昭和42年と申しますと，昭和40年代から50年代と申しますのは，正に高度成長の時期で，急激な水需要にキャッチアップすべく，御承知のとおり，早明浦ダム建設に始まり，池田ダムでありますとか，あるいは旧吉野川の河口堰整備を初め，広域的な用水対策ということで香川県に水を送る香川用水，また，吉野川の支川，銅山川から愛媛県に水を送ります新宮ダムであるとか，あるいは，同じ支川，瀬戸川や地蔵寺川から高知分水といった形で，まさに吉野川水系の水資源をめぐる，国や四国他県との攻防が繰り返され，四国吉野川水系におけるある面利水の構図が形づくられた時代でもございます。

そういった変遷に合わせて，後に工業用水であるとか農業用水，また上水等の用途別の需給，これの変化も生じ，基本計画も幾度となくこれまでに変更されてきた経緯がございます。直近では平成14年の2月に一度改定がございまして，そのときは香川県の水道水の供給を図る調整池，これを建設ということで，宝山湖というのができておりますが，これらが位置づけられております。

このような歴史をかんがみれば，吉野川水系の基本計画の見直しと申しますのは，正に四国発展のかなめであり，命である吉野川の恵み，これをいかに未来に引き継いでいくか，広域的な用水対策を検討するかという重要な施策であると，計画であると受けとめております。

現在，国におきまして，進捗状況としましては，有識者からなる諮問機関，国土審議会水資源開発分科会で異常渇水であるとか，あるいは災害対応に重点を置いた水資源政策が今議論されている途中でございます。本年度，秋ごろにこの答申がなされると聞いています。

このため，吉野川水系のこのフルプランの見直しにつきましては，それ以後，国と協議をしていくこととなりますが，その際には，吉野川の利水と治水対策を推進しつつ，かつ，本県にとって正に文化，伝統，歴史，自然，生活産業，そして，癒やしや憩いの礎であります吉野川，この流れを守っていくんだといった覚悟を持って，国や四国他県の動向，関係者，皆様方の御意見等情報収集を図り，しっかりと議論ができますように緊張感を持って準備を進めてまいりたいと思っております。

有持委員

先ほど大西委員のほうから予算の繰越金とか不祥事のことについて質問されましたが，それに関連いたしましてお聞きします。

まず，不祥事があった道路の保全等ですが，今，建設業界は小規模業者の方はかなり厳しい状況なんです。ですから，軽微な道路の掃除とか草刈りなどの仕事を，是非，建設業者のほうへ回していただけないかという声が一番多いんです。国土交通省のほうも道路を

見回っている車が走っておりますし、また、県のほうも走っていただいております。それで、悪いところを順次発見していただいて、軽微な仕事を小規模の、大きな工事に入れない建設業者の方にどんどん回していただく。有事のとき、災害が発生したときには、小さな建設業者さんにも残っていただけないと、山崩れの小規模なものとかがありますので、実質そのときに動ける小さな建設業者さんも、県として保護していただくように、私も大西委員と同じ意見ですので、要望しておきたいと思います。

有持委員

あわせてお願いしたいと思うのですが、先ほどの繰越金が多い、今の状況で220億円も残っているのですけれど、これはまだ工事が完了していないとか、支払いもできていないとかいろいろあると思いますけれど、私は6割も事業が進んだとは思っておりません。しかしながら、土地の取得にしても、工事の発注にしても、非常におくれているのではないかということを懸念しております。

それで、この入札契約制度の改正及び運用の改善について、資料を頂きまして、県の取組もよくわかったのですが、このことを含めて、これから工事の進捗を早くしていただくことについてお願いするわけなんですけれども、まず、用地の取得にいたしましても、困難なところは先送りといいますか、ちょっと難しかったらほっておかれる。それが今までずっと続いてきております。その部分について、県としては、難しいところを切り捨てていくのか。というのが、住民の声といいますか、県は難しいところはほっておくというような態度が住民から見たらある。そのようなニュアンスで思われている方がいらっしゃいます。

それと、私、一番に思うのが、県の職員の方は、どんどん出世なさっていきます。ですから、県土整備部においても、去年言って、協議して、こうしていただきたいということをお話ししたのに、次になって、上の方や担当の方がかわったら、聞いておりませんという。逃げ口上に人事異動をしているのではないかと、十分、引き継ぎができていないのかと。それらを含めて、御答弁をお願いいたします。

戸根県土整備政策課長

まず、一番最初にございました、大西委員の質問に関連いたしまして、小さな業者、非常に厳しいということで、草刈りのようなものは業者に出してほしいといった御趣旨かというふうに思います。先ほどの大西委員の御質問にも関連をいたしますけれども、現業職員の見直しの中で、お話のありましたように、一般行政職員の3,000人体制、この取組に向けた中で、現業の部門についても見直しを鋭意進めてまいりまして、先ほど申し上げました124名から行政職への転職などの70名ほどの転職がございまして、結果として、現在39名になっているということでございます。この業務につきましては、道路の維持管理を担当しておりますけれども、非常に重要な業務でございまして、段階的にアウトソーシング、業務委託を併用しながら進めてきたところでもございまして、今後ともその人員の集約化、あるいは効率的、効果的な業務を進める上で、業務委託も併用しながら進めていきたいと思っております。

2点目は、繰越のことだったかと思うのですが、先ほど大西委員に御説明をいたしました61%というのは、繰越をしている事業のみの数値でございますので、若干訂正と補足をさせていただければというふうに思います。

平成25年度の繰越につきましては、特別会計を含めまして確定額225億円でございますが、最終予算額全体に対します割合でございますと38.3%でございます。申しわけございません、訂正をさせていただきます。

引継ぎといいますか、既に言ったことが十分引き継がれていない、あるいは、十分住民に説明ができていない、そういった内容の御質問が最後にあったかというふうに思いますけれども、公共事業につきましては、言うまでもございませんけれども、まずは事業計画を定めまして、用地関係者や地域の方々に事業目的、また計画の内容等々を説明会を開催いたしましてわかりやすく丁寧な説明を心がけているというところでございます。中には、長らく住みなれた住宅、あるいは代々受け継がれてきた土地などの提供ということもしていただくようになるかとも思いますが、また、住みなれた周辺環境が変化することもございます。したがって、地域の方々の理解や協力を得る、非常に重要なことでございますので、県といたしましては、このような公共事業がスムーズに進められるよう、用地関係者を初め県民の皆様から理解が得られ、また、支持されるように繰り返し説明を行い、丁寧な対応をとってまいりたいと考えておりまして、最後になりますけれども、引き継ぎといいますか、前任者が言ったことが次の担当に引き継がれていないといったことがないように十分周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

有持委員

すばらしいお答えでございますけれども、現実には私が言ってあったことを、これどうなっているのですかと言ったら、いや聞いておりませんということが何か所かあったわけですね。ですから、今後このようなことがないようによろしくお願ひしたいと思っております。

それと、私が防災対策特別委員会の委員をさせて頂いたときに、平成23年度の台風のとき山に亀裂が入って、砂防ダムのところで崩れそうになったところを見ておいていただきたいということでお願いしていました。今回、砂防のほうに、砂防ダムの管理と、砂防ダムに竹がいっぱい詰まって機能していないから見ておいてほしいということは何遍もお願いしたわけですが、砂防のほうの繰越金欄を見ましたら、7割近い繰越金があるわけなんです。砂防のほうでは、今、そのような山崩れの危険箇所の把握について、どのようになっているのか、状況について御説明をお願いしたいと思います。

大和砂防防災課長

砂防関係の危険箇所など、どういうふうに把握しているのかというような御質問でございます。

砂防関係の危険箇所につきましては、徳島県下で1万3,001か所の危険箇所がございます。その中で、土砂法によりまして、危険箇所を基礎調査しておりまして、その中で警戒

区域とか、特別警戒区域の指定を順次進めているところでございます。

また、既存のダムに竹とか土砂が多く堆積、滞留しているというようなことにつきましては、昨年度、老朽化という観点もありまして、県下のダムの緊急点検を実施しております。その中で、ダム本体のクラックとか、背後地の土砂の堆砂状況とか、そういうことを調査しております。調査対象といたしましては、砂防堰堤につきましては県下全部の堰堤1,668基を調査しております。その中で不都合がある箇所がありましたら、その損傷の程度とか施設の重要度などを勘案して、今後計画的に対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

有持委員

1,600余りの砂防ダムですけれども、点検はしていただいているということで承知をいたしますけれども、今年は関東を中心に大雨が降っており、いつ四国に大雨が降るとも限りません。砂防ダムというのは、家等が下にあるから砂防ダムを必要としてつくっておるものでございますので、まずは点検していただいて、悪いところは早く改修していただくようお願いをしておきたいと思っております。どこが悪い、ここが悪いと言ってもせんないことでございますけれども、もしも砂防ダムが決壊したり、山崩れが起きたり、やっぱり悪かったなというのでは事が済みませんので、事前に十分確認をしていただきますように、要望しておきたいと思っております。

それと、もう一点お願いしていることですが、飯尾川は昨年、加茂野の加減堰も撤廃していただいて、非常に流れもよくなりましたし、本当に飯泉知事はじめ、県土整備部の皆様方には感謝する次第でございます。石井町の住民は非常に喜んでいるんですけども、吉野川市は、まだ石井の堰がございまして、水がせきとめられているということです。私の住居は吉野川市と石井町の境でございますので、この吉野川市からあふれた水を毎年のようにかぶっております。そこで、平島のポンプ場を何年も前からお願いをして、昨年、できるのではないかとこのころまで県のほうにも頑張っていたのですが、ちょっとした手違いで今、工事というか、話が止まっているんです。

そこで、今年の1月に地元の説明会を県のほうでして頂いたのですが、そのときに地元の皆さんの要望に沿って、できるだけ早く設計をし直してやっていただけるという話でありましたけれども、半年がたって、設計ができていますのかと聞きましたら、まだ今やっておりますと。県の県土整備部は、職員も増やして事業等についても拡張していただいて、事業がどんどん進んでいくのは徳島県のためにはいいことだと思いますが、飯尾川の平島のポンプ場について、今どのようになっているか、ちょっと教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

森河川振興課長

ただいま委員のほうから飯尾川にございます、恐らく麻名用水堰のことかと思いますが、御質問を頂きました。麻名用水堰と申しますのは、飯尾川の中流域にございます。石井町と吉野川市の境、石井町側でございますけれども、農業用水を取水するための固定堰でござ

ざいまして、ここは非常に狭隘部となっているということで、河川の河道整備とあわせて固定堰の撤去が浸水対策に非常に有効であるということで、徳島県といたしましても鋭意努力をしているところでございます。

この麻名用水堰の撤去工事に関しましては、先ほど委員のほうからもお話ございましたけれども、平成23年度にこの現固定堰を一度撤去し、新たに下流側に代替施設となる取水ポンプを設置するというので、関係します土地改良区のほうと基本協定を結ばせていただき、事業を進めておったところでございます。

その後、地元の方々から取水ポンプを設置することによります周辺への影響を懸念する声であるとか、あるいは、委員のほうからもお話ございましたけれども、上流のほうへ早く整備を進めていただきたいという促進の声と、様々な声を頂いたところでございます。

そこで、今年1月に入りまして、改めて地元のほうへ事業概要を御説明するという会を設けさせていただきました。その場におきまして、地元の方々から整備を促進していただきたいという声の中に、地下水への影響、これは取水ポンプを設置することによる特に周辺への影響ということで、地下水を懸念する声がございます。その影響を懸念する声がございます、その対策をお願いしたいという御意見を頂いたところでございます。

そこで、現在でございますけれども、この代替ポンプを設置することによります地下水への影響を軽減するといいますか、なくすというようなことに対してどういうことができるかということ、それと、改めまして代替ポンプを設置することによりまして、確実に所要の農業用水路を確保できるかというようなことを改めて詳細に検討を進めておるところでございます。委員のほうから1月から数か月たっておるのに遅いのではないかというようなお話もございましたけれども、徳島県といたしましても鋭意努力をさせていただいているところでございます。

それで、できるだけ早くその辺の検討結果をまとめさせていただきまして、その対策あるいは工法概要につきまして、地元の方々に対しまして改めて早期に御説明を差し上げたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

有持委員

今、課長からすばらしい答弁を頂きましたが、もう少し待ってくれというのでずっと待っておりますけれども、できるだけ早くしていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

大西委員

繰越率が前のときは61%で、次は38%。多分こういうことだろうと私の頭の中ではわかるけれど、さっき61%と言ったのはこういう意味で、今度38%と言ったのは、こういう意味でと、一回説明をお願いしていいですか。多分未着手というのと、先ほど有持委員が言ったように、着手はしているが途中で止まっているということは違いますので、どういう意味で61%と38%と違うのか説明してください。

岡田委員長

先ほど戸根課長から説明がありました数字の変動について、再度説明を詳しく求めたいと思います。

戸根県土整備政策課長

38.3%と申しましたのは、最終予算額、平成25年度の繰越で繰越確定額が約225億円あるわけで、一般、特別会計を合わせて225億円あるわけでございますが、これと、最終予算額、平成25年度の最終の全体の予算額に対し、その比率で申しますと38.3%になっておるということに訂正をさせていただいたところでございます。

先ほどの61%の数字と申しますのは、委員会資料の16ページの左から3列目の翌年度繰越額、これは一般会計のみでございますけれども、約221億円となっておりますが、これとその左隣の金額に対する比率として申し上げたところでございます。

以上でございます。

大西委員

全体の予算からは、38%で繰越。

岡田委員長

大西委員、再度資料を持って説明してもらいましょう。では、その旨で、またペーパーを持って説明をしていただきたいと思いますので、お願いいたします。

そのほか質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、7月29日から7月31日までの3日間の日程で視察したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、当委員会として調査すべきテーマや視察箇所等がございましたら、早めに正副委員長まで御提案いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（15時23分）